

就学支援金該当基準と支給額について

本制度は、就学支援金を授業料に充てることにより、高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の実質的な機会均等に寄与することを目的としています。

国公立問わず、高等学校等に通う所得等要件を満たす世帯(※年収約 910 万円未満の世帯)の生徒に対して、国において高等学校等就学支援金を支給します。

※両親のうちどちらか一方が働き、高校生一人(16歳以上)、中学生一人の子供がいる世帯の目安。

受給資格の所得要件

以下の方(いずれも上記※世帯で年収約 910 万円未満世帯の生徒)が対象です。

保護者等の課税標準額(課税所得額) × 6% - 市町村民税の調整控除額



30万4,200円未満

年収目安(保護者合算)	該当基準額	支給金額(授業料に充当)	
		月額	年額
生活保護受給世帯 590万円未満	154,500円未満	33,000円	396,000円
590万円～910万円未満	154,500円以上 304,200円未満	9,900円	118,800円
910万円以上	304,200円以上	所得制限により対象外	

<参考:年収目安>

所得基準に相当する目安年収(例)		11万8,800円の支給 (月額9,900円) の対象	39万6,000円の支給 (月額33,000円) の対象
両親共働きの場合	子1人(高校生) <small>扶養控除対象者が1人の場合</small>	～約1030万円	～約660万円
	子2人(高校生・中学生以下) <small>扶養控除対象者が1人の場合</small>	～約1030万円	～約660万円
	子2人(高校生・高校生) <small>扶養控除対象者が2人の場合</small>	～約1070万円	～約720万円
	子2人(大学生・高校生) <small>扶養控除対象者が1人、特定扶養控除対象者が1人の場合</small>	～約1090万円	～約740万円
	子3人(大学生・高校生・中学生以下) <small>扶養控除対象者が1人、特定扶養控除対象者が1人の場合</small>	～約1090万円	～約740万円
		11万8,800円の支給 (月額9,900円) の対象	39万6,000円の支給 (月額33,000円) の対象
両親のうち一方が働いている場合	子1人(高校生) <small>扶養控除対象者が1人の場合</small>	～約910万円	～約590万円
	子2人(高校生・中学生以下) <small>扶養控除対象者が1人の場合</small>	～約910万円	～約590万円
	子2人(高校生・高校生) <small>扶養控除対象者が2人の場合</small>	～約950万円	～約640万円
	子2人(大学生・高校生) <small>扶養控除対象者が1人、特定扶養控除対象者が1人の場合</small>	～約960万円	～約650万円
	子3人(大学生・高校生・中学生以下) <small>扶養控除対象者が1人、特定扶養控除対象者が1人の場合</small>	～約960万円	～約650万円

就学支援金該当基準額の確認方法

令和4年（2022年）度 課税証明書でご確認ください。

地方税の課税標準額（A）×6%－市町村民税の調整控除（B）の額

※ 政令指定都市の場合は、「調整控除の額」に3/4を乗じて計算する。

市・府民税課税証明書

京都市の場合

納税義務者		住所 氏名	
配			
年度 平成31年度 (平成30年分商務)	所得の金額	税額	調整控除額
	収入金額	所得割額	調整控除額
	給与	市 民 税	調整控除額
	公営年金	市 民 税	調整控除額
所得の金額の内訳	本人控除	扶養控除	所得割額
総所得 (内給付)	特別障害者 その他障害者	配 偶 (老人)	雑 項
土地等事業所得	寡 婦	児童扶養 0人	医療費
分離短期譲渡	特別寡婦	老人扶養 0人	社会保険料
分離長期譲渡	寡 夫	特定扶養 0人	小企業共済基金
株式等の譲渡	勤労学生	16歳未満 0人	生命保険料
上場非配当等		その他扶養 0人	地震保険料
先物取引等		同居特別障害 0人	障害者
山林		特別障害 0人	配偶者特別
退職		その他障害 0人	配偶者
			扶養
			基礎 330,000円
			調整控除額
			調整 0円
			配当 0円
			寄附金 0円
			住宅増価特別 0円
			外国 0円
			配当控除改正 0円
その他の事項	本人、扶養該当者の申告は該当する事を示します。		参考) 指定都市以外の課率税率に基づいた市民税所得割額及び市民税調整控除額
			市 民 税
			調整控除額(市民税)
			調整 0円
			寄附金 0円
			住宅増価特別 0円
			その他 0円

上記のとおり証明します。
令和 年 月 日

京都市長

<注意事項>

・判定の元となる課税証明書については、税申告されたものであることが前提です。

「●年●月●日現在、課税されていません」と日付の記載があるものでは判定できません。

受給資格の認定方法と期間について

1年生は、年2回の申請が必要です。

毎年6月頃、所得情報が更新されるのでこれに基づいて改めて受給資格の確認を行います。

	手続き期間	支給期間	所得の判断基準
1 回 目	2023年3月26日 から 2023年4月11日	2023年4月分 から 2023年6月分	2022年(令和4年)度 2021年1月から12月分所得
2 回 目	2023年6月頃	2023年7月分 から 2024年6月分	2023年(令和5年)度 2022年1月～12月分所得